令和２年度　私立小中学校に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に関するお知らせ

１　制度内容について

この制度は、平成 29 年度よりスタートした、**私立小中学校等に在学している児童生徒の授業料を軽減する制度（返還不要）**です。**年収約 400 万円未満の世帯（※）が対象**となり、予算の範囲内で授業料を上限に**年額 10 万円まで支給**されます。**ただし、支援を受けるためには、次の要件を満たしかつ文部科学省が実施する調査への協力が必要**となります。

※　年収はあくまで目安であり、実際の補助要件ではありません。

２　対象となる方

対象となる方は、児童生徒の保護者等で次の**全ての要件に該当する方**です。

※なお本事業は**文部科学省の予算の範囲内で実施されます。**以下の全ての要件を満たした上で申請された場合でも、**支援の対象とならない場合があることを予めご了承ください。**

（１）児童生徒が、私立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部・中学部）のいずれかに令和２年７月１日現在、在籍していること。

本制度の基準日は７月１日のため、**７月２日以降に現在の学校に転入された場合は、令和２年７月１日現在、在籍している私立学校が申請先**となりますので、ご注意ください。

（２）児童生徒の保護者等の 2019 年１月から 12 月の所得金額の合計額が次のとおりであること。

○保護者等とは以下の全ての方が該当します。

１　児童生徒の親（親権者、親権を行う者のいないときは未成年後見人等）
２　児童生徒等と同居する祖父母
３　１、２の者と同等程度又は同等程度以上に生徒等の授業料を負担する方

○保護者等の①所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は０円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から②人的控除等の所得控除額合計を減じた額の保護者等の合計額が１４０万円未満であること（ただし、**寡婦控除の適用がある場合は判定額が１４３万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が１４７万円未満となります。**）。

・令和２年度の課税証明書にて確認します。市区町村の窓口よりを取得してください。

・①について、次の所得の合算となります。
給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、総合譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得（山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。）
・ただし、営業等所得や不動産所得等の所得に損失が発生している場合は、当該所得を０円として計算します。
（例：給与所得 260 万円、不動産所得-50 万円の場合は、当該不動産所得を０円と計算するため、所得金額の合計は 260 万円となる。）
・純損失の繰越控除の適用がある場合は、当該繰越控除の適用がなかったものとして、０円と計算します。
・雑損失の繰越控除の適用がある場合は、当該繰越控除を所得から差し引きます。
・①について、保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は申請書別紙により所得相当額を計算します。
・②について、人的控除等の所得控除額合計は課税証明書の控除欄で確認します。
・②について、原則課税証明書に記載の控除額の合計額がこれにあたります。ただし、市区町村により課税証明書に所得控除合計額の記載がなく、かつ基礎控除（33 万円）の記載がない場合があるとのことです。そのような課税証明書の場合は、ご自身で基礎控除（33 万円）を含めて控除額を合算してください（控除欄に記載の控除額と基礎控除である 33 万円を合算する）。

（３）児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が 600 万円以下であること。
○保護者等全員（**控除対象配偶者も含む**）の以下の金額を合算した額が 600 万円以下であることが要件です。
・預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、貴金属（金・銀（積み立て購入を含む。）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの、投資信託、タンス預金（現金）、負債（借入金等）
・預貯金や有価証券等の口座を複数保有している場合は合算してください。
・負債がある場合は、負債分を資産保有額から差し引きます（負債の残高証明書等が必要です）。
・株価等の評価額に変動のあるものについては、申請日直近の評価額で判断します（したがって株式口座等の添付書類も申請日直近の残高が確認できるものを添付してください）。
・タンス預金（現金）は自己申告です。

（４）その他
○児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
・このことを証明する書類等の提出は不要です。
○児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること
・申請書と合わせて学校より配布します。
○この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

・**支援を受けるための条件**となります。**調査に協力できない場合は、上記（１）から（３）の要件を満たしても、支援を受けることは出来ません**ので、予めご了承ください。
・回答内容を学校及び県が確認することはありませんが、（文部科学省が回答内容を確認し）不備等があった場合、後日、県若しくは学校担当者より確認の連絡が来る場合があります。
・ヒアリング調査は全ての方が対象になるわけではありません。対象に選定された方には後日連絡が来る場合がありますので予めご了承ください。

３　提出書類について

＜提出書類＞

①　私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書
②　保護者等の令和２年度の課税証明書のコピー
　※保護者等の一方が控除対象配偶者の場合、当該配偶者の課税証明書は不要ですが、その場合、所得金額から所得控除額を減じた額の合計に５万円を加えた額が１４０万円未満であることが要件となります。
③（保護者等に課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合のみ）
　・日本国外での収入を証明できる書類（政府機関、企業の発行する公的な書類）
　・申請書別紙
④　誓約書
⑤　預金通帳の写し等、資産保有額を証明する書類
⑥　提出書類の確認票
⑦　アンケート調査票

＜提出先＞

令和２年８月２５日（火）までに、学校事務室へご提出ください。
⑦のみ学校の用意した封筒に封入してご提出ください。

４　支給額・支給方法について

＜支給額＞

年額　100,000 円（上限）
※　授業料額が 100, 000 円を下回る場合は、授業料額の上限まで支援されます。

＜支給方法＞

学校が代理受領し、授業料を減額します。
※　学校より受給資格認定通知書が送付されます。

５　問い合わせ先

日本大学中学校　事務室庶務係　　電話番号：０４５－５６０－２８００

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の皆様へ

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業について

私立小中学校等の授業料を支援します！

- **年収約４００万円未満**※であり**資産保有額６００万円以下の世帯**を対象に、授業料を**年額最大10万円**支援します。

  ※父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安であり、家族構成などにより年収目安は変わります。詳細は申請書類をご確認ください。

- 令和２年７月１日現在、**私立の小中学校等に通っている児童生徒**が対象です。

  対象学校種：私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）

- 申し込みは**通っている学校**などで行います。

- 支援を受けるためには、文部科学省が行う**アンケート調査へのご協力が必要です。**

★都道府県や学校により、詳しい手続きの方法が異なります。

詳細については各都道府県または学校から案内がありますので、ご確認ください。
また文部科学省のホームページには、事業の概要や各都道府県のお問い合わせ先を掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1385578.htm

※本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、支援の対象とならないことがございますのでご了承ください。

私立小中学校等 経済的支援 | 検索

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN